

「子どもの貧困」への支援を考えるシンポジウム

～ 気づく・つながる・活かす ～

保育の現場で「子どもの貧困」にどう気づくか？ 何ができるか？

社会福祉法人あおもり愛育会 みどりの風こども園ひろた 園長
一般社団法人青森県保育連合会 会長

渡邊 建道

就学前の子どもの保育・教育を支える機関

代表的な3つの受け皿

- 保育所(保育園) 児童福祉施設(児童福祉法 第39条) *240か所
- 幼稚園 学校(学校教育法 第1条) *90か所
- 認定こども園 *260か所
 - 幼保連携型認定こども園 児童福祉施設+学校(教育基本法 第6条)
 - 保育所型認定こども園 児童福祉施設(児童福祉法 第39条)
 - 幼稚園型認定こども園 学校(学校教育法 第1条)

※みどりの風こども園ひろた(幼保連携型認定こども園)

園児数165名/職員数44名/地域子育て支援センター・病後児保育センター・学童保育センター併設/系列4園

児童福祉施設としての保育所等の役割

親子が初めて出会う「子育ての専門機関」

- 養護と教育を一体的に提供し、子どもの多様な活動・経験を保障
 - ☞ 乳幼児期の十分な保育・教育は、その後のライフチャンスを増大させる
- 親にとっても大きな支えとなり得る
 - ☞ 日々の関わりから、不安や困難を抱えている保護者へアプローチしやすい
- 地域の子育て家族をも支援する
 - ☞ 民生・児童委員、自治会等との情報共有・連携の地域拠点にもなり得る

保育所等における子どもの貧困問題のとらえ方

一見ただけでは「見えにくい」「判断しがたい」(保護者の考え方によって「そのように見える」場合もある)

- 高収入でも子どもにはお金をかけない
- 低所得でも子どもには高額な衣服や持ち物を用意する
- 日頃のコミュニケーションがものをいう

貧困は、虐待やDV、精神疾患や孤立などの問題が、複雑に関係していることが多い

- 子どもの姿は、保護者からのサインであることもある
- 子どもへの支援を手掛かりに、保護者が必要としている支援に気づく
- 職場全体でのサポートに留まらず、子育てに関する他の関係機関との連携が不可欠

「子どもの貧困」が疑われる、子どものようす

- 定時に登園しない
- 理由もなく頻繁に休んだり、長期にわたって登園してこない
- 身体のサイズ、季節や天候に合っていない服を着ている
- 洗濯をしていないようで、臭いや汚れのある服を着ている
- 頭髪がベタベタ、肌がガサガサしている
- 身体に爛れ(ただれ)や痣(あざ)がある
- ぼ~っとして無気力である
- 大きな音や人の出入りに不安や脅えた表情をみせることが多い
- 空腹を訴える
- むさぼるように食事したり、何度もおかわりする
- 病気でも医療機関を受診しない



「子どもの貧困」が疑われる、保護者のようす

- 送迎時に保育者等と会話せず急いで帰ろうとする
- 表情が暗い、病的に見える
- 相当な距離にもかかわらず、徒歩や自転車で送迎する
- 仕事していないような服装・ホームウェア、すっぴんやサンダルで送迎する
- 保育料や利用料等の納入が滞りがちになる
- 主たる生計者が長期にわたって働いていない
- 遠足や運動会などの親子行事に参加せず、子どもを休ませる
- 忘れ物が多い、衣服や持ち物に記名がない
- 連絡帳やおたより(通信物)を読んでいない
- 顔や腕に痣(あざ)がある
- 常にマスクや長袖の服を着用している



CASE 1 うつ病の父を持つA児

家庭のようす

- 父37歳、母39歳、A児4歳、のちにB児誕生。近隣の町から園近くの空き家へ転居してきた。父はうつ病で自宅からほとんど出ることがない。母はバスや徒歩で約3キロ離れたスーパーでパート勤め。生活保護を受給

A児のようす

- 身体のサイズ、季節や天候に合っていない服を着ている
- むさぼるように食事したり、何度もおかわりする
- 父の体調や母の妊娠により、情緒が不安定になりがちとなる

園の対応

- 園児には園の衣類を貸与するとともに十分な食事を提供。送迎バス利用料を免除
- 職員全体で、母親にさりげなく寄り添う支援を心がけた

CASE 2 定職につかない親を持つC児・D児

家庭のようす

- 父41歳、母44歳、C児5歳、D児2歳、小学生の姉が2人。近隣の市から転居後、父は定職に就かず浪費癖あり。母も介護事業所などに勤めるが長続きしない

C児・D児のようす

- 身体のサイズ、季節や天候に合っていない服、臭いや汚れのある服を着ている
- 保育者に過度に甘えたり、ささいなことでも頻繁に泣いたりすることが多い
- 絵本やDVDを購入しても代金を支払わない

園の対応

- 児童相談所や保健師、民生・児童委員、小学校等と定期的な情報交換・対応協議
- 保護者を否定せず、共に子どもの育ちを喜び合うことから信頼関係の構築に努めた
- 遠足のお弁当には担任保育者がおかずを多めに作り補った(自発的な取り組み)

CASE 3 就学後、万引きを繰り返すE児

家庭のようす

- 母35歳、E児7歳、兄8歳、弟が2人(4歳、1歳)。E児と兄と、2人の弟の父は異なり、昨年離婚。母は介護施設に勤務するが、過労で体調を崩しがちである

E児のようす

- 園に在籍中から言動が粗暴で、虚言や反抗的な傾向が強かった
- 他者を否定したり非難したりすることで自身の優位を強調することが多かった
- 衣服や持ち物が兄の「お下がり」ばかり
- 就学後は友人宅での室内物色や無断飲食、万引きを繰り返す

園の対応

- 職員全体で母親に温かく寄り添うとともに、時に背中をそっと押す支援を心がけた
- 本児を学童保育や休日保育に低額で受け入れる等、安心できる時間と場所を提供

おわりに 保育所等にできること・なすべきこと

- 保育所等は**最初で最後の砦**(とりで)
 - ☐ 保育者は審判ではない。子どもの**命と健康・子育てのサポーター**役に徹する
- 子どもに**豊かな生活を**提供することが保育所等の**第一責務**
 - ☐ **子どもの健やかな成長**なくして、親からの信頼獲得や親自身の成長はない
- **親支援・子育て支援**も保育所等の**重要な責務**
 - ☐ 「困った」親は「**本当に困っている**」親である
- 日々のコミュニケーションに「**保育ソーシャルワーク**」を
 - ☐ **気にかける・かけられる関係**が、家庭全体の再生・再建への**第一歩**
- 関係機関との**日頃からの連携**のあり方が鍵となる
 - ☐ 保育者や保育所等は、地域における**重要な社会資源の一員**である 【了】